

資金決済に関する法律に基づく払戻しのお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、株式会社三交タクシーは、令和8年8月31日で利用終了しました三交タクシープリペイドカードにつきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

〈払戻しを行う前払式支払手段の種類〉 三交タクシープリペイドカード 10,000 円
5,000 円

〈払戻しの申出期間〉 令和8年9月1日～令和9年2月28日

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

〈お問い合わせ先〉

株式会社三交タクシー総務部

〒510-0064 三重県四日市市新正三丁目3番6号

電話番号 059-353-2221

受付時間は、午前9時～17時30分まで（土、日、祝日は除く）

詳細につきましては下記 URL をご参照ください。

https://www.sanco-taxi.co.jp/oshirase_20260601.pdf